

一般債振替決済口座管理規定

第1条（趣旨）

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う次の一般債にかかるお客様の口座（以下、「振替決済口座」といいます。）を当会に開設するに際し、当会とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

- ① 地方債
- ② 政府保証債

第2条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当会が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載または記録をする内訳区分（以下、「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載または記録をする内訳区分（以下、「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当会は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当会所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当会は、お客様から当会所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取り扱います。

第4条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様または当会からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当会への届出事項）

当会所定の申込書に押なつされた印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号（次条に定める共通番号をいいます。）等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第5条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当会にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条（振替の申請）

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当会に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの。
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他機構が定めるもの。
 - ③ 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの。
 - ④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの。
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当会所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき一般債の銘柄および金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当会に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

当会は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当会所定の依頼書によりお申込みください。

第8条（担保の設定）

お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当会所定の手続きにより振替を行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている一般債について、償還または繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当会に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当会は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（元利金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）および利金を取り扱うもの（以下、「機構関与銘柄」といいます。）の償還金および利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、農林中央金庫が当会に代わってこれを受け取り、当会が農林中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当会からお客様にお支払いします。

- 2 当会は、前項の規定にかかわらず、当会所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部または一部を、お客様があらかじめ指定された、当会に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第11条（お客様への連絡事項）

当会は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 最終償還期限
- ② 残高照合のための報告

③ お客様に対して機構から通知された事項

- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当会所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当会販売窓口にご連絡ください。
- 3 当会が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当会は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当会が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第 12 条（届出事項の変更手続き）

印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当会所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当会は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第 13 条（手数料）

当会は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当会は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金または利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第 14 条（当会の連帯保証義務）

機構または農林中央金庫が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限りま

す。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当会がこれを連帯して保証いたします。

- ① 一般債の振替手続きを行った際、機構または農林中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金および利金の支払いをする義務
- ② その他、機構または農林中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 15 条（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

当会は、機構において取り扱う一般債のうち、当会が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当会は、当会における一般債の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第 16 条（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- 4 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

第 17 条（取引の制限等）

当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

第 18 条（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに当会所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第 4 条による当会からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様から解約のお申出があった場合。
- ② お客様が手数料を支払わない場合。
- ③ お客様について相続の開始があった場合。
- ④ お客様等がこの規定に違反した場合。
- ⑤ 第 13 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。
- ⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当会が解約を申し出た場合。
- ⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当会が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。
- ⑧ やむを得ない事由により、当会が解約を申し出た場合。
- ⑨ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
- ⑩ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- ⑪ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ⑫ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。
- ⑬ ⑨～⑫の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合。

- 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 条第 2 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当会は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

第 19 条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている一般債および金銭については、当会の定める方法により、お客様のご指示によって、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第 20 条（緊急措置）

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当会は臨機の処置をすることができるものとします。

第 21 条（免責事項）

当会は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当会の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 20 条の事由により当会が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 22 条（機構非関与銘柄の振替の申請）

お客様の口座に記載または記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当会に対し、その旨をお申出ください。

第 23 条（この規定の変更）

この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上